

四半期報告書

(第100期第1四半期)

自 平成23年12月1日
至 平成24年2月29日

キューピー株式会社

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営上の重要な契約等 2
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 8
- (2) 新株予約権等の状況 8
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 8
- (4) ライツプランの内容 8
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 8
- (6) 大株主の状況 8
- (7) 議決権の状況 9

2 役員の状況 9

第4 経理の状況 10

1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 11
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 13
 - 四半期連結損益計算書 13
 - 四半期連結包括利益計算書 14
- (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 15

2 その他 19

第二部 提出会社の保証会社等の情報 20

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年4月13日
【四半期会計期間】	第100期第1四半期（自平成23年12月1日至平成24年2月29日）
【会社名】	キューピー株式会社
【英訳名】	Kewpie Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 峰三郎
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号
【電話番号】	(03) 3486-3331
【事務連絡者氏名】	取締役経営推進本部長 井上 伸雄
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷1丁目4番13号
【電話番号】	(03) 3486-3331
【事務連絡者氏名】	取締役経営推進本部長 井上 伸雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第99期 第1四半期連結 累計期間	第100期 第1四半期連結 累計期間	第99期
会計期間	自平成22年12月1日 至平成23年2月28日	自平成23年12月1日 至平成24年2月29日	自平成22年12月1日 至平成23年11月30日
売上高（百万円）	115,689	119,931	486,435
経常利益（百万円）	4,438	5,224	21,912
四半期（当期）純利益（百万円）	2,210	3,378	9,449
四半期包括利益又は包括利益（百万円）	2,586	4,802	9,656
純資産額（百万円）	181,755	188,511	185,293
総資産額（百万円）	268,197	285,267	275,790
1株当たり四半期（当期）純利益（円）	14.57	22.56	62.63
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	58.6	57.1	58.0
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△420	4,326	23,405
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△3,628	△2,328	△12,166
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△11,978	9,318	△19,583
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高（百万円）	16,976	35,856	24,509

- （注） 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含めておりません。
3. 「潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益」については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第99期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響が残る中、長引く円高や欧州経済への懸念などから厳しい状況で推移いたしました。一方、自動車をはじめとした製造業における生産量は緩やかに回復し、個人消費にも回復の兆しが見えてまいりました。

食品業界においては、震災以降、家庭での食事の機会が増え、内食や中食の需要が拡大いたしました。また、新興国における穀物などの需要増加の影響や原油価格の上昇などにより、原資材コストの上昇が続いております。

食品物流業界においては、お取引先様が物流体制の見直しを進める中、物流業者間の価格競争による受託料金の伸び悩み、燃料調達単価の上昇など厳しい環境で推移いたしました。

◇ 当社グループ（当社、連結子会社および持分法適用関連会社）の状況

平成22年度からの3年間を対象とする中期経営計画における、「人材育成の充実と、グループ品質の向上」を土台とした「事業基盤の強化」と「新たな展開への挑戦」の3つの基本方針、またこれらを強力に推進するドリルの役割として位置づけた「フードサービス戦略の本格的展開」にグループが連携して取り組むことで、企業価値の一層の向上に努めました。

・売上高

サラダ調味料やサラダ・惣菜事業の牽引などにより、1,199億31百万円と前年同期に比べ42億42百万円（3.7%）の増収となりました。

・利益面

原資材コストの上昇による逆風の中、タマゴ事業やサラダ・惣菜事業などが伸張し、営業利益は49億68百万円と前年同期に比べ8億25百万円（19.9%）、経常利益が52億24百万円と前年同期に比べ7億86百万円（17.7%）、四半期純利益は33億78百万円と前年同期に比べ11億68百万円（52.9%）の増益となりました。

◇ セグメント別の状況

[売上高の内訳]

(単位 百万円)

	前第1四半期	当第1四半期	増減(金額)	増減(比率)
調味料・加工食品	41,220	42,973	1,753	4.3%
健康機能	4,249	3,966	△283	△6.7%
タマゴ	21,015	21,090	75	0.4%
サラダ・惣菜	19,417	22,405	2,988	15.4%
共通	1,424	1,435	11	0.8%
物流システム	28,362	28,059	△303	△1.1%
合計	115,689	119,931	4,242	3.7%

[営業利益の内訳]

(単位 百万円)

	前第1四半期	当第1四半期	増減(金額)	増減(比率)
調味料・加工食品	3,366	3,098	△268	△8.0%
健康機能	245	120	△125	△51.0%
タマゴ	678	1,518	840	123.9%
サラダ・惣菜	215	518	303	140.9%
共通	329	260	△69	△21.0%
物流システム	435	642	207	47.6%
調整額	△1,128	△1,191	△63	—
合計	4,143	4,968	825	19.9%

調味料・加工食品

- ・健康訴求タイプのマヨネーズやドレッシング、東アジアでの展開が拡大し増収
 - ・原資材コスト上昇により減益となったが、売上の拡大やコストダウンが寄与
- 健康機能
- ・医薬業界の在庫調整の影響などで減収となったが、高齢者食や育児食は伸張
 - ・医薬用ヒアルロン酸の売上高の減少により減益

タマゴ

- ・前年上昇した鶏卵相場は平年並みとなり売上高に影響したが、コンビニエンスストア向け商品の好調により増収
- ・中食向け高付加価値商品の売上高の増加や、鶏卵相場の安定により増益

サラダ・惣菜

- ・需要変化に対応した販促活動の強化などにより惣菜や米飯が大きく伸張、パッケージサラダも拡大
- ・売上高の増加や、これまでの事業基盤強化の効果により増益

共通

- ・外部向け原料販売の縮小などにより減益

物流システム

- ・お客様の物流体制の見直しなどにより、既存取引が減少し減収
- ・既存取引の減少や燃料単価の上昇など厳しい状況の中、コスト改善が進み増益

(2) 財政状態

- ・総資産は、2,852億67百万円と前連結会計年度末に比べ94億77百万円増加
主に「現金及び預金」の増加、「受取手形及び売掛金」の減少、「建設仮勘定」の増加による
- ・負債は、967億56百万円と前連結会計年度末に比べ62億59百万円増加
主に「短期借入金」、「引当金」の増加、「その他」(未払費用)の減少、「社債」の増加による
- ・純資産は、1,885億11百万円と前連結会計年度末に比べ32億18百万円増加
主に「利益剰余金」、「その他有価証券評価差額金」の増加による

(3) キャッシュ・フロー

- ・現金及び現金同等物の残高は、358億56百万円と前連結会計年度末に比べ113億47百万円増加
- 各キャッシュ・フローの状況
- 営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益、減価償却費に加え、引当金の増加、売上債権、その他(未払費用)の減少、法人税等の支払などにより43億26百万円の収入(前年同期は4億20百万円の支出)
 - 投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出、投資有価証券の償還による収入などにより23億28百万円の支出(前年同期は36億28百万円の支出)
 - 財務活動によるキャッシュ・フローは、社債の発行による収入、配当金の支払などにより93億18百万円の収入(前年同期は119億78百万円の支出)

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様への判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、当社および当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。当社は、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の適正な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますが、突然に大量買付行為がなされた際には、短期間の内に買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかにつき適切な判断が求められる株主の皆様にとって、買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式の継続保有を検討するうえでも、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者の考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、買付者の過去の投資行動等、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大量買付行為を行う買付者においては、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に対する株主の皆様への判断のために必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大量買付行為の中には、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものもないとは言えず、そのような大量買付行為から当社の基本理念やブランド、株主を始めとする各ステークホルダーの利益を守るのには、当社の経営を預かる者としては、当然の責務であると認識しております。

このような責務を全うするため、当社取締役会は、株式の大量取得を目的とする買付け(または買収提案)を行う者に対しては、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為(または買収提案)が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

そこで、当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

以上の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方を、以下「本基本方針」といいます。

(2) 当社の本基本方針の実現に資する特別な取組み

① 当社の本基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値および株主共同の利益の向上に資するための取組みとして、以下の取組みを実施しております。

(ア) グループ中期経営計画の策定

当社グループは、企業価値をより高めるために平成22年度を初年度とする3年間の中期経営計画を策定しております。

当中期経営計画においては、「人材育成の充実と、グループ品質の向上」を土台に「事業基盤の強化」と「新たな展開への挑戦」の3つを基本方針と定めております。また、これらを強力に推進するドリルの役割として「フードサービス戦略の本格的展開」を位置づけております。当中期経営計画を実現するためには、各事業において収益体質を強化し、資産効率を高めるべく積極的な事業投資および設備投資を行うことが、当社の一層の企業価値および株主共同の利益の向上に資すると考えております。

(イ) コーポレート・ガバナンスの整備

当社グループは、効率的で健全な経営によって当社の企業価値および株主共同の利益の継続的な増大を図るため、経営上の組織体制や仕組み・制度などを整備し、必要な施策を適宜実施していくことを経営上の最も重要な課題の一つに位置づけております。

当社は、事業年度毎の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築

することができるよう、取締役の任期を1年としております。また、監査体制の一層の充実強化を図るため、社外監査役3名の体制をとっております。

② 上記(2) ①の取組みについての当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記(2) ① (ア) および (イ) の取組みは、いずれも、当社グループの企業価値および株主共同の利益を向上させ、その結果、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう大量買付者が現れる危険性を低減するものであり、本基本方針に沿うものであると考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものであることから、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えます。

(3) 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策））

① 当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）による取組み

当社は、平成23年1月20日開催の当社取締役会において、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成23年2月23日開催の当社第98回定時株主総会の承認を停止条件として、大量買付行為への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を継続して採用することを決定し、第98回定時株主総会において本対応方針を継続して採用することが承認されました。

本対応方針の概要は、以下のとおりです。

(ア) 対象となる買付行為

特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本対応方針の適用対象からは除外いたします。）を対象とします。

(イ) 大量買付ルールの内容

当社は、①大量買付者が当社取締役会に対して大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②原則として60日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合）または90日（その他の大量買付行為の場合）が当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案、株主意思の確認手続の要否の決定および対抗措置発動または不発動の決定のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として経過した後にのみ、大量買付行為を開始することができる、という大量買付ルールを設定いたします。

また、大量買付ルールに関連して、本対応方針を適正に運用し当社取締役会の恣意的判断を可及的に防止するため、③独立委員会を設置するとともに、株主の皆様を尊重する見地から、必要に応じて④株主意思の確認手続を行うこととします。独立委員会委員の人数は3名以上とし、独立委員会委員は、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者、当社社外取締役または当社社外監査役の中から選任します。また、当社株主の皆様を尊重する場合には、会社法上の株主総会（以下「本株主総会」といいます。）による決議によるものとします。当社取締役会は、本株主総会を開催する場合には、本株主総会の決議の結果に従い、大量買付行為の提案に対し、対抗措置を発動または発動しないことといたします。本株主総会の開催日は、原則として当初定められた取締役会評価期間内に設定するものとしますが、本株主総会を開催するための実務的に必要な期間等の理由によりやむを得ない事由がある場合には、独立委員会の勧告に基づき、取締役会評価期間を、30日間延長することができるものとします。

(ウ) 大量買付行為がなされた場合の対応方針

a. 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、原則として大量買付行為に対する対抗措置はとりません。大量買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様においてご判断いただくこととなります。

もっとも、大量買付者が真摯に合理的な経営をめざすものではなく、大量買付者による支配権取得が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、本対応方針の例外的措置として、当社取締役会は当社株主の皆様を尊重するために、適切と考える手段をとることがあります。

b. 大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、必要性および相当性を勘案したうえで、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また

独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

c. 対抗措置の手段

対抗措置の具体的な手段については、必要性および相当性を勘案したうえで、新株予約権の無償割当てその他会社法上および当社定款により認められる手段の中から、発動する時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。新株予約権無償割当てを選択する場合には、大量買付者等に新株予約権の行使を認めないこと等を新株予約権の条件として定めます。

d. 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置の発動が決定された後であっても、大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の変更または停止を行うことができます。

(エ) 株主・投資家に与える影響等

a. 大量買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大量買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行うことを支援するものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものと考えております。

b. 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合などには、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（対抗措置の発動にかかる大量買付者等を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。なお、当社取締役会が新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式価値の希釈は生じませんので、新株予約権の無償割当てにかかる権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

c. 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社が公告する新株予約権無償割当てにかかる割当基準日において当社の株主名簿に記録された株主に対し、新株予約権が無償にて割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。この他、割当方法、新株予約権の行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決定が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知をいたしますので、その内容をご確認下さい。

(オ) 本対応方針の有効期限

本対応方針の有効期限は、平成26年2月28日までに開催される第101回定時株主総会の終結の時までとします。

② 上記(3)①の取組みについての当社取締役会の判断およびその判断にかかる理由

(ア) 本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大量買付ルールの内容、大量買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主および投資家の皆様にご与える影響等を定めるものです。

本対応方針は、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および取締役会評価期間が経過した後にはのみ大量買付行為を開始することを求め、大量買付ルールを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しております。

また、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、大量買付者の大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、大量買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しております。

このように本対応方針は、本基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

(イ) 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記(1)「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」で述べたとおり、本基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としております。本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものと考えます。

さらに、当社株主の皆様のご承認を本対応方針の発効・延長の条件としており、本対応方針にはデッドハンド条項（導入した当時の取締役が一人でも代われれば消却不能になる条項）やスローハンド条項（取締役の過半数

を代えても一定期間消却できない条項)は付されておらず、当社株主の皆様が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えます。

(ウ) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大量買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを大原則としながら、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付ルール
の遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する条件を事前
かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社
取締役会は、単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大量買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際
しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委
員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしておりま
す。さらに、必要に応じて、株主の皆様の意思を尊重するため、株主意思の確認手続を行うことができるとし
ております。本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きを盛り込んでおりま
す。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えておりま
す。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、6億97百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(注) 「第2 事業の状況」における文章中の金額には、消費税等は含めておりません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年2月29日)	提出日現在発行数(株) (平成24年4月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	153,000,000	153,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	・権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式 ・単元株式数 100株
計	153,000,000	153,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年12月1日 ～ 平成24年2月29日	—	153,000	—	24,104	—	29,418

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年11月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成24年2月29日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式（自己保有株式） 3,257,500	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 149,607,900	1,496,079	同上
単元未満株式	普通株式 134,600	—	同上
発行済株式総数	153,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,496,079	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,700株（議決権の数37個）含まれております。

② 【自己株式等】

平成24年2月29日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） キューピー(株)	東京都渋谷区渋谷 1-4-13	3,257,500	—	3,257,500	2.13
計	—	3,257,500	—	3,257,500	2.13

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年12月1日から平成24年2月29日まで）および当第1四半期連結累計期間（平成23年12月1日から平成24年2月29日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年11月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年2月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,553	30,856
受取手形及び売掛金	64,875	61,471
有価証券	5,000	5,000
商品及び製品	10,936	11,402
仕掛品	650	726
原材料及び貯蔵品	5,291	5,483
その他	5,062	5,786
貸倒引当金	△260	△157
流動資産合計	111,110	120,570
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	126,175	126,302
減価償却累計額	△79,048	△79,814
建物及び構築物（純額）	47,127	46,488
機械装置及び運搬具	125,481	125,606
減価償却累計額	△103,196	△103,445
機械装置及び運搬具（純額）	22,284	22,161
土地	40,759	40,760
建設仮勘定	2,146	3,021
その他	12,017	12,604
減価償却累計額	△8,263	△8,516
その他（純額）	3,754	4,088
有形固定資産合計	116,072	116,519
無形固定資産	2,301	2,207
投資その他の資産		
投資有価証券	19,796	19,773
前払年金費用	16,745	16,406
その他	10,507	10,532
貸倒引当金	△742	△742
投資その他の資産合計	46,306	45,970
固定資産合計	164,680	164,697
資産合計	275,790	285,267

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年11月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年2月29日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	39,259	39,110
短期借入金	7,237	8,541
未払法人税等	3,192	3,143
引当金	2,181	4,846
その他	24,149	17,160
流動負債合計	76,019	72,802
固定負債		
社債	500	10,500
長期借入金	663	517
引当金	2,421	2,429
資産除去債務	315	317
その他	10,576	10,189
固定負債合計	14,477	23,954
負債合計	90,497	96,756
純資産の部		
株主資本		
資本金	24,104	24,104
資本剰余金	29,434	29,434
利益剰余金	113,622	115,653
自己株式	△3,386	△3,386
株主資本合計	163,774	165,805
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,210	1,921
繰延ヘッジ損益	△2	6
為替換算調整勘定	△4,973	△4,895
その他の包括利益累計額合計	△3,766	△2,967
少数株主持分	25,284	25,673
純資産合計	185,293	188,511
負債純資産合計	275,790	285,267

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年12月1日 至 平成24年2月29日)
売上高	115,689	119,931
売上原価	88,301	90,768
売上総利益	27,388	29,162
販売費及び一般管理費	23,245	24,194
営業利益	4,143	4,968
営業外収益		
受取利息	47	43
受取配当金	107	103
持分法による投資利益	68	45
デリバティブ評価益	105	91
その他	74	101
営業外収益合計	404	385
営業外費用		
支払利息	50	38
社債発行費	—	52
その他	58	37
営業外費用合計	108	128
経常利益	4,438	5,224
特別利益		
受取保険金	—	324
受取補償金	—	146
抱合せ株式消滅差益	74	—
その他	41	61
特別利益合計	115	531
特別損失		
固定資産除却損	204	141
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	214	—
その他	6	0
特別損失合計	425	142
税金等調整前四半期純利益	4,128	5,614
法人税等	1,737	1,661
少数株主損益調整前四半期純利益	2,391	3,952
少数株主利益	180	574
四半期純利益	2,210	3,378

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年12月1日 至 平成24年2月29日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,391	3,952
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	434	741
繰延ヘッジ損益	13	9
為替換算調整勘定	△252	97
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	195	849
四半期包括利益	2,586	4,802
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,426	4,177
少数株主に係る四半期包括利益	160	625

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年12月1日 至平成24年2月29日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	4,128	5,614
減価償却費	3,100	3,201
持分法による投資損益(△は益)	△68	△45
引当金の増減額(△は減少)	2,381	2,564
前払年金費用の増減額(△は増加)	246	338
受取利息及び受取配当金	△155	△147
支払利息	50	38
固定資産除売却損益(△は益)	191	127
売上債権の増減額(△は増加)	5,632	3,435
たな卸資産の増減額(△は増加)	△1,449	△713
仕入債務の増減額(△は減少)	△1,433	△178
その他	△7,367	△6,948
小計	5,256	7,287
利息及び配当金の受取額	174	181
利息の支払額	△111	△33
法人税等の支払額	△5,739	△3,109
営業活動によるキャッシュ・フロー	△420	4,326
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△3,531	△3,180
無形固定資産の取得による支出	△85	△50
投資有価証券の取得による支出	△43	△109
投資有価証券の償還による収入	—	1,000
貸付けによる支出	△64	△15
貸付金の回収による収入	42	193
その他	54	△165
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,628	△2,328
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	344	778
長期借入れによる収入	—	500
長期借入金の返済による支出	△10,457	△122
社債の発行による収入	—	9,947
配当金の支払額	△1,517	△1,347
少数株主への配当金の支払額	△214	△236
自己株式の取得による支出	△1	△0
その他	△132	△200
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,978	9,318
現金及び現金同等物に係る換算差額	△126	30
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△16,153	11,347
現金及び現金同等物の期首残高	33,121	24,509
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	7	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 16,976	※ 35,856

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間
 (自 平成23年12月1日
 至 平成24年2月29日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(法人税の税率の変更による影響)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.70%から35.64%に段階的に変更されます。

これにより、繰延税金資産(流動資産)の純額が16百万円、繰延税金負債(固定負債)の純額が817百万円減少し、法人税等調整額(貸方)は672百万円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年11月30日)			当第1四半期連結会計期間 (平成24年2月29日)		
偶発債務 保証債務 下記の債務について連帯保証しております。			偶発債務 保証債務 下記の債務について連帯保証しております。		
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の 内容	被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の 内容
従業員	306	銀行借入他	従業員	349	銀行借入他
AQロジスティクス 株式会社	498	銀行借入	AQロジスティクス 株式会社	933	銀行借入
上海丘寿儲運 有限公司	134	契約義務履行に 対する債務保証	上海丘寿儲運 有限公司	126	契約義務履行に 対する債務保証
計	939		計	1,408	
(注) AQロジスティクス株式会社の金額は、再保証をう けているため、再保証控除後の金額を記載しており ます。			(注) AQロジスティクス株式会社の金額は、再保証をう けているため、再保証控除後の金額を記載しており ます。		

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年12月1日 至 平成24年2月29日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年2月28日現在)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成24年2月29日現在)
現金及び預金勘定 13,604百万円	現金及び預金勘定 30,856百万円
預入期間が3か月を超える定期預金 △1,628百万円	有価証券勘定 5,000百万円
有価証券勘定 5,000百万円	現金及び現金同等物 35,856百万円
現金及び現金同等物 16,976百万円	

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年1月20日 取締役会	普通株式	1,517百万円	10円00銭	平成22年11月30日	平成23年2月24日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年12月1日 至 平成24年2月29日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年1月24日 取締役会	普通株式	1,347百万円	9円00銭	平成23年11月30日	平成24年2月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成22年12月1日至平成23年2月28日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	調味料・加工食品	健康機能	タマゴ	サラダ・惣菜	共通	物流システム	合計	調整額(注)1	四半期連結損益計算書計上額(注)2
売上高									
外部顧客への売上高	41,220	4,249	21,015	19,417	1,424	28,362	115,689	—	115,689
セグメント間の内部売上高又は振替高	1,080	138	1,071	117	3,489	5,459	11,358	(11,358)	—
計	42,301	4,387	22,087	19,534	4,914	33,822	127,048	(11,358)	115,689
セグメント利益	3,366	245	678	215	329	435	5,271	(1,128)	4,143

(注)1. セグメント利益の調整額△1,128百万円には、主として、当社の管理部門および連結子会社であるケイ・システム㈱と㈱キューピーあいに係わる費用等である配賦不能営業費用1,150百万円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成23年12月1日至平成24年2月29日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	調味料・加工食品	健康機能	タマゴ	サラダ・惣菜	共通	物流システム	合計	調整額(注)1	四半期連結損益計算書計上額(注)2
売上高									
外部顧客への売上高	42,973	3,966	21,090	22,405	1,435	28,059	119,931	—	119,931
セグメント間の内部売上高又は振替高	1,010	107	1,235	156	2,260	5,665	10,435	(10,435)	—
計	43,984	4,074	22,325	22,562	3,696	33,724	130,367	(10,435)	119,931
セグメント利益	3,098	120	1,518	518	260	642	6,159	(1,191)	4,968

(注)1. セグメント利益の調整額△1,191百万円には、主として、当社の管理部門および連結子会社であるケイ・システム㈱と㈱キューピーあいに係わる費用等である配賦不能営業費用1,213百万円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年12月1日 至平成24年2月29日)
1株当たり四半期純利益	14円57銭	22円56銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	2,210	3,378
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,210	3,378
普通株式の期中平均株式数(千株)	151,694	149,725
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成24年1月24日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 1,347百万円
- ②1株当たり配当額 9円00銭
- ③基準日 平成23年11月30日
- ④効力発生日 平成24年2月29日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年4月13日

キューピー株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 均 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 純也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 政人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているキューピー株式会社の平成23年12月1日から平成24年11月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年12月1日から平成24年2月29日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年12月1日から平成24年2月29日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、キューピー株式会社及び連結子会社の平成24年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。